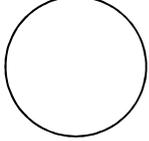
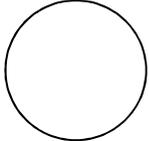


座間市空家等解消に向けた官民連携に関する協定書

| | | |
|---|---|---|
| 甲 | 住所 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 自治体名 座間市役所 市長名 佐藤 弥斗 |  |
| 乙 | 福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号 MG 薬院ビル 株式会社ジチタイアド 代表取締役社長 時津孝康 |  |

甲と乙とは、座間市の空家等解消に向けた官民連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。また、本協定の締結を証するために、本書2通を作成し、双方記名押印の上で各1通ずつ保管する。

| | |
|--------|--------------------------|
| ①協定締結日 | 2023年8月15日 |
| ②協定期間 | 2023年8月15日から2024年3月31日まで |
| ③特約事項 | なし |

(以下余白)

第1条 (総則)

本協定は、甲及び乙が、乙の運営・管理する空家等解消マッチングプラットフォーム(以下「本プラットフォーム」という。)の活用を手段として相互に連携及び協力することで、座間市の空家等問題の解消を目的とする。

第2条 (定義)

本協定において以下の各号の用語は、以下に定める意味を有するものとする。

- (1) 「空家等」とは、座間市内に所在する建築物及びこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないものをいう。
- (2) 「所有者等」とは、空家等を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) 「空家等関連事業者」とは、主に座間市内に本店又は支店を置き、空家等問題の解消に関連する事業を行う、例えば不動産業者、空家等の管理代行業者、清掃業者、不用品整理業者及び解体業者等をいう。

第3条 (協定事項)

1. 甲は、本協定に基づき、以下の事項を行う。

- (1) 所有者等から空家等の売却、管理、解体、相続・登記等の相談を受けた際の、所有者等への本プラットフォームの紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 甲の独自のルート(固定資産税納税通知書等)を活用した、所有者等への本プラットフォームに関する広報
- (4) 空家等の現地調査、写真撮影等
- (5) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供(ただし、所有者等の承諾を得た場合に限る。)
- (6) 甲及び乙で、別途同意した業務
- (7) 前各号に付随する業務

2. 乙は、本協定に基づき、以下の事項を行う。

- (1) 本プラットフォームの運営及び管理
- (2) 本プラットフォーム上での、甲の実施する空家等対策事業に関する情報の掲載
- (3) 所有者等への本プラットフォームに関する広報
- (4) 空家等関連事業者を募集し、本プラットフォームへの登録を促す業務
- (5) 甲から情報提供を受けた空家等及び所有者等に対するフォローアップ
- (6) 甲及び乙で、別途同意した業務
- (7) 前各号に付随する業務

第4条 (遵守事項)

1. 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から知り得た個人情報について、本協定の期間中はもとより、本協定の終了後も、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に管理するとともに、当該個人情報の本人による事前の同意なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
2. 甲及び乙は、それぞれ自己の業務において、所有者等その他第三者から苦情等を受けた場合、自己の費用と責任においてこれを解決するものとする

第5条 （権利義務の譲渡等の制限）

甲及び乙は、本協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 （外部への情報発信）

甲は、本協定内容及び締結の事実について、報道機関等への記事提供、甲の発行する広報誌及び甲の運営するホームページへの掲載その他の外部へ情報発信（以下「公表」という。）を行うときは、事前に乙に対して、乙に関する情報に誤りがないか、乙の名称（「株式会社ジチタイアド」）を情報内に明記するか等の確認を行うものとする。

第7条 （協定の期間）

本協定の有効期間は、表②のとおりとする。ただし、本協定の期間満了の3か月前までに甲又は乙からの書面による協定終了の意思表示がないときは、同じ条件でさらに1年間本協定は継続するものとし、以降も同様とする。

第8条 （協定の解除）

1. 甲又は乙は、解除希望日の1か月前までに相手方に書面で通知し、双方合意の上で、本協定を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、催告なく本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき
 - (2) 暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者（以下「構成員等」という。）が、役員等（役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）となっているとき
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき

- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用し、又は暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき
- (9) 本協定に関し、暴力的組織若しくは構成員等から不当介入を受け、若しくは不当介入による被害を受けたにもかかわらず甲に報告せず、又は所轄の関係行政機関に届け出なかったとき
- (10) 乙が、前各号のいずれかに該当する者を下請け契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

第9条 (談合行為等に対する解除措置)

甲は、前条第2項に定めるもののほか、本協定に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定により排除措置命令を受け、確定したとき
- (2) 乙が、独占禁止法の規定により課徴金の納付を命じられ、確定したとき

第10条 (その他)

本協定は、甲及び乙の信義誠実を基本として締結されるが、本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

第11条 (特約事項)

甲及び乙は、表③の特約事項に関して、合意する。

(以下余白)